

議員提出議案第5号

武藏野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年9月3日

提 出 者

18番 与 座 武

20番 橋 本 しげき

4番 深 田 貴美子

6番 宮 代 一 利

9番 木 崎 剛

10番 浜 田 けい子

12番 内 山 さとこ

24番 西園寺 みきこ

武藏野市議会議長 小美濃 安弘 殿

## 武藏野市議会会議規則の一部を改正する規則

武藏野市議会会議規則（昭和26年8月武藏野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次	<p>目次</p> <p><u>第15章の2 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>第15章の2 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>(全員協議会)</u></p> <p><u>第82条の2 法第100条第12項</u></p> <p><u>の規定による議案の審査又は</u></p> <p><u>議会の運営に関し協議又は調</u></p> <p><u>整を行うための場として全員</u></p> <p><u>協議会を設ける。</u></p> <p><u>2 全員協議会は、全議員で構</u></p> <p><u>成し、議会人事等の議会運営</u></p> <p><u>及び市政に係る重要な議題につ</u></p> <p><u>いて協議し、又は調整する。</u></p> <p><u>3 全員協議会は、議長が招集</u></p> <p><u>する。</u></p> <p><u>4 全員協議会の運営その他必</u></p> <p><u>要な事項は、議長が別に定め</u></p> <p><u>る。</u></p>	目次の章の追加 章の追加

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (提案理由)

武藏野市議会基本条例（令和2年3月武藏野市条例第1号）の制定に伴い、

全員協議会について規定する。